# 4 市民相談 (開催回数 121 回・相談件数 781 件) (R3: 開催回数 116 回・相談件数 721 件)

相談は長野県弁護士会長野在住会(法律相談)、関東信越税理士会長野支部(税務相談)、長野県司 法書士会長野支部(登記相談)、長野公証人合同役場(公証相談)、長野県行政書士会北信支部(手続 相談)に依頼している。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催できない相談日があった。

# (1) 法律相談

相談日時毎週火曜日並びに毎月第二・第四水曜日午後1時30分~3時30分予約制定員8名相談時間 25分/1名

実施団体 長野県弁護士会長野在住会

件数及び内容集計

期	間	4月~3月	相記	炎件数	488 件	利用者	f数 58	86人(	男 261	人女	325 人	.)	一回平	均 6.8	件
		月	4 J	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	合計
相	談回	可数 (回	)	6 6	6	6	7	6	6	6	6	6	6	5	72
		賃貸 付	昔	1 8	3	2	2	4	1		3	2	3		29
	土	境界紛	争	1 3	1			1	1			2		1	10
	地	登	2	1 1	1				ļ				1	1	5
	家	売	買	1	1		1	1		2		1	1	1	9
	屋	その1	也	2 1	3	5	1	5	2	5	4	2	2	7	39
		小 割		5 14	9	7	4	11	4	7	7	7	7	10	92
内	経	金銭貸	昔	6 3	2	2		7	6	4	1	3	4	6	44
	产	損害賠負	賞	2 3	6	2	3	1	1	2	1	2	4	5	32
		売買契	約	2 1		1	1		,					2	7
容	済	商法・その何	<u>tı</u>	3 5	7	6	10	6	5	6	5	3	5	5	66
	1)-1	小 計	· 1	3 12	15	11	14	14	12	12	7	8	13	18	149
	相	相	売 1	3 9	11	5	8	10	7	9	13	5	8	3	101
別	続	贈与遺	İ	1			2				1			1	5
	贈	その1	也			1				3	1				5
	与	小 計	· 1	4 9	11	6	10	10	7	12	15	5	8	4	111
件	戸	離	昏	9 1	3	4	6	2	3	6	4	7	5	2	52
	<i>)</i> -	養子関ク	系	1				1				1		1	4
		親子関ク	系	1	1		·	ļ	·	·	1				3
数	籍	その1	也	2 2		2		1	5	1	2		1		16
	不自	小 計	· 1	2 4	4	6	6	4	8	7	7	8	6	3	75
		日照	雀						1						1
	そ	刑	去									1			1
	の	交通事	汝				1		1			2			4
	他	その1	也	3 8	3	1	4	8	5	6	4	3	5	5	55
		小 計		3 8	3	1	5	8	7	6	4	6	5	5	61
合		į	計 4	7 47	42	31	39	47	38	44	40	34	39	40	488
前		年	度 4	6 35	52	38	40	48	46	48	37	39		47	476

# 件数の推移

平成 30 年度	627件 (74回)	"	114.8%
平成 31 年/令和元年度	579件 (71回)	"	92.3%
令和2年度	491件 (63回)	"	84.8%
令和3年度	476件 (67回)	"	96.9%
令和4年度	488 件 (72 回)	"	102.5%

# (2) 税務相談

相談日時 毎月第二・第四木曜日 午後1時~4時 予約不要

実施団体 関東信越税理士会長野支部

件数及び内容集計

期	間	4月~	~ 3 F	]	相談作	<b>上数</b>	199 件	利用	者数	230 )	人(男	108 人	女 122	2人)	一回平	均 9.	0 件
		月			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	合計
相	談回	数	(回	])	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	1	2	22
-	所	得	1	税	3	3	9	8	5	5	10	10	14	13	1	8	89
内	相	続		税	6	5	5	3	3	5	6	4	5	5	3	6	56
容	贈	与		税	4	2	3	2	1	4	8	3	4	3	1	3	38
別件	事	業	所	税													
数数	市	県	民	税								1	1				2
奴	そ	0)	1	他	1		2	2	1	1	1	1	3	1	1		14
合				計	14	10	19	15	10	15	25	19	27	22	6	17	199
前		年		度	10	12	12	5	12	8	22	22	19	8		18	148
/14.	*4.0	L44 T.H															

### 件数の推移

平成 30 年度	203件 (24回)	IJ	151.5%
平成 31 年/令和元年度	214件 (24回)	IJ	105.4%
令和2年度	166件(18回)	JJ.	77.6%
令和3年度	148件 (19回)	IJ	89.2%
令和4年度	199件 (22回)	IJ	134.5%

# (3) 登記相談

相談日時 毎月第三木曜日 午後1時~4時 予約制 定員 12名 相談時間 30 分/1名 実施団体 長野県司法書士会長野支部 件数及び内容集計

1						-		
	期間	4月~3月	相談件数	71 件	利用者数	91人(男38人女	一回平均	7.1件

_																	
		月			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	合計
相	談回	】数	(巨	( [	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	10
	土			地				1			1			1	2		5
	贈			与			1				1			1			3
内	家			屋		1		1							1		3
容	相			続	10	2	4	5			1	7	2	9	4	12	56
別	訴	訟	手	続													
件数	売			買									1				1
奴	会	社 •		合			1	1									2
	そ	O.		他										1			1
合				計	10	3	6	8			3	7	3	12	7	12	71
前		年		度	7	5	5	3	4	8	4	6	7	4		12	65

### 件数の推移

平成 30 年度	69件 (10回)	"	127.8%
平成 31 年/令和元年度	82件(11回)	"	118.8%
令和2年度	10件 (3回)	IJ	12.2%
令和3年度	65件(11回)	IJ	650.0%
令和4年度	71件 (10回)	IJ	109.2%

# (4) 公証相談

相談日時 毎月第一木曜日・第三水曜日 午後 1 時 $\sim$  4 時 予約制 定員 8 名 相談時間 20 % 1 名

実施団体 長野公証人合同役場

件数及び内容集計

期	間 4月~3	3月	相談作	+数	8件	利用	者数	10 人	(男	1人	女 9人	)	一回平	均 1.	3 件
	月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	合計
相	談回数(	回)	2		1					1			1	1	6
F	相続・道	宣言	2		2					1			1	1	7
内	金銭消費	賃 借													
容皿	土地建物賃	貸借													
別件	交 通 事	故													
14 数	離	婚												1	-
奴	そ の	他													
合		計	2		2					1			1	2	8
前	年	度	3	1	1			1	3	1	1	2		2	15

#### T + 00 f

平成 30 年度	17 件(10 回)	"	94.4%
平成 31 年/令和元年度	16件 (11回)	"	94.1%
令和2年度	17件(9回)	"	106.3%
令和3年度	15件 (11回)	IJ	88.2%
令和4年度	8件(6回)	"	53.3%

# (5) 手続相談

相談日時 毎月第一水曜日 午後1時~4時 予約不要

実施団体 長野県行政書士会北信支部

件数及び内容集計

期	間	4月~	~ 3 }	]	相談件	‡数	15 件	利用	者数	19 人	(男 4	4人 女	女 15 人	()	一回平	均 1.	4 件
		月			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	合計
相	談 回	数	( 🗆	])	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	相			続	3		1	1		1	2	1	1			1	11
内	国			籍				1									1
/.1	成	年	後	見													
件	そ	0)	)	他				1		1	2		1				3
合	•			計	3		1	3		2	2	1	2			1	15
前		年		度	3		1	1		1	7		2	2			17

# 件数の推移

平成 30 年度	21件(11回)	IJ	175.0%
平成 31 年/令和元年度	19件(10回)	IJ	90.5%
令和2年度	18件 (11回)	IJ	94.7%
令和3年度	17件 (8回)	IJ	94.4%
令和4年度	15件(11回)	IJ	88.2%

## 5 製品の表示に係る立入検査

国の地域主権戦略大綱による自治体への権限移譲に伴い、「製品の表示に関する販売店舗等への立 入検査業務」について県から市へ権限移譲され、平成24年度から家庭用品品質表示法、消費生活用 製品安全法、電気用品安全法に係る製品について、事業者が消費者に商品を適正に販売しているかど うかの立入検査を実施している。

なお、家庭用品品質表示法と消費生活用製品安全法に係る立入検査は市の自治事務であり、電気用品安全法に係る立入検査は法定受託事務となっている。

# (1) 家庭用品品質表示法(所管:消費者庁)

通常生活で使用する商品のうち、品質に関する表示が十分でないために消費者の利益が害されたり、将来害されることが予想される商品であって、消費者の保護を図る必要性が強い次の4部門のうち政令で指定された93品目をいう。

部門・品目	数	令和4年度 検査品目・点数 (指摘	事項なし)	
繊維製品	38 品目	毛布	1品目	130 点
合成樹脂加工品	8品目	水筒	1品目	180 点
電気機械器具	17 品目	電気ホットプレート、電気掃除機、湯沸かし	3品目	100 点
雑貨工業品	30 品目	魔法瓶	1品目	30 点
	93 品目		6品目	440 点

#### (2) 消費生活用製品安全法(所管:経済産業省)

消費生活用製品のうち、その構造・材質などから一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められるものを指定し、検査の結果、安全基準に適合するものには「PSCマーク」が付されている。このうち「特定製品」は、事業者が国に一定の事項を届け出れば自社の検査によりマークを表示できる品目であり、特定製品のうち第三者検査機関による適合性検査が義務付けられている品目は「特別特定製品」として指定されている。

また、長期使用製品安全点検・表示制度が平成21年4月に施行され、長期間の使用に伴い経 年劣化を生じることで、特に重大な危害を及ぼすおそれの多いものについて「特定保守製品」と して指定し、製品の使用を継続する場合は点検が義務付けられている。

特	定	品	目	品目数	表示	令和4年度 検査品目・点数	ζ
特定製品	乗車用へ登山用口石油燃焼	ールメット ロープ E機器	圧力がま	6品目	(PS)		30 点 1 点 (複) 31 点 摘事項なし)

	乳幼児用ベッド		ı ∃			1品目 130点	
特別特定 製品	携帯用レーザー応用装置			PS	ライター		130 点
	浴槽用温水循環器			440			
	ライター		ļ				
特 定 品 目			口口	令和4年度 品目数 検査品目・点数			¢
	屋内式ガス瞬間湯沸器				石油給湯器		
	<del>(都市ガス用、L P ガス用)</del>					1品目 1点	
	屋内式ガスバーナー付風呂が	<del>봉</del>				(指摘	事項なし)
特定保守	<u>(都市ガス用、LPガス用)</u>			о₽В			
製品	石油給湯器、石油風呂がま			2品目	※R3.8.1 消費生活用製品安全 法施行令改正により、対象品目		
	ビルトイン式電気食器洗浄機				の一部削除	-1007	V1 3V 111 11
	<del>密閉燃焼(FF)式温風暖房</del>	機			9品目 →	2品目	
	浴室用電気乾燥機						
	3 品目・161 点						

# (3) 電気用品安全法(所管:経済産業省)

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨の「PSE マーク」がないと販売できず、マークのない製品が市中に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができる。日本国内で100 Vコンセントに接続して使用されるほとんどの電気用品で、安全確保の基準を満たした電気製品には「PSE マーク」が付されている。

これらの規制対象品目は、自己確認が義務付けられている「特定以外の電気用品」と、構造・使用条件・使用状況等から見て特に危険又は障害の発生するおそれが多いと認められる理由から登録検査機関による検査が義務付けられている「特定電気用品」がある。

また、年度毎に立入検査の重点品目が国から示される。

特	定	口口	皿	品目数	表示	令和4年度 検査品目・点数
特定電気 用品以外 の電気用 品	電気こたつ、電気冷蔵 庫、電気歯ブラシ、電気 かみそり、白熱電灯器 具、テレビジョン、音響 機器、リチウムイオン蓄 電池 など		341 品目	( <u>S</u> u)	電気ホットプレート 30 電気湯沸かし器 40 電気アイロン 15 電気洗濯機 4 4品目 89点 (指摘事項なし)	
特定電気用品	式おも 電気マ	ちゃ、電気 ッサージ器	快式・電動 気ポンプ、 器、自動販 装置、など	116 品目	PS E	検査なし

令和4年	① リチウムイオン蓄電池 (モバイルバッテリー) 特定電気用品以外の電気用品			
	② 直流電源装置 (AC アダプター) 特定電気用品	1品目	20 点	
度重点 品目				
	i		計	5 品目・109 点

【立入店舗数 3店舗】3法合計 14品目・710点